

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 16 件 |
| 国民年金関係 | 9 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 45 件 |
| 国民年金関係 | 22 件 |
| 厚生年金関係 | 23 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 49 年 9 月まで
② 昭和 53 年 3 月

私は、昭和 48 年 2 月まで県外にある会社に勤めていたが、故郷の A 市に住む母親の体調が思わしくなく帰郷した。その際、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、B 市から発行された「国民年金保険料納付状況証明書」に、昭和 53 年 3 月から 61 年 3 月までの納付記録がある。

A 市の国民年金記号番号払出簿に払出年月日が記載されていないのに、同じ払出簿上の生年月日等から私の国民年金手帳記号番号払出日が、昭和 54 年以降とするのは推測にすぎず、それを理由として、申立期間①について国民年金保険料を納めていないとすることには納得できない。

納付したことは間違いないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B 市が発行した「国民年金保険料納付状況証明書」により、昭和 53 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月ごろに A 市において払い出されたことが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付したことはないと供述しており、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

町世話人から勧められ、昭和 43 年 1 月 20 日に A 市役所 B 支所（当時）に行き、加入手続を行った。

その時に、窓口の男性担当者に昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の国民年金保険料を現金で納め、領収書をもっているのに、この期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金に加入して以降 60 歳到達までの期間、及びその後引き続き任意加入し厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間に係る国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市 C 区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 1 月 20 日に払い出されているとともに、社会保険庁の被保険者記録により、この時点においては、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、申立人は国民年金に任意加入したものと推認される。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続を行ったと同時に 3 か月分の国民年金保険料を納付したと供述しており、申立期間直後の保険料は納付済みとなっていることから見て、任意加入した時点で 3 か月分の保険料を納付したとの主張に不自然さは見られず、申立人が加入月及びその直後の期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する同年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から同年 9 月まで

私の国民年金手帳には、昭和 46 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付した事跡があり、社会保険事務所から届いた書類では、同年 2 月から同年 7 月までは厚生年金保険被保険者期間とされ、二重に払ったことになっていたので、平成 19 年 11 月ごろ、社会保険事務所に問い合わせると、昭和 46 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月分は還付したとのことであるが、私は還付を受けた記憶はない。

また、2 か月分の保険料を還付したのが正当な手続であれば、さらに、昭和 46 年 4 月から同年 7 月までの分についても還付されるべきであるとともに、厚生年金保険の被保険者でなかった同年 8 月及び同年 9 月については納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の国民年金保険料の検認記録及び申立人が居住していた A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録において、申立期間のうち昭和 46 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は同年 1 月 19 日に、申立期間のうち同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は同年 8 月 9 日に納付されていることが確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

また、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間のうち昭和 46 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付後

の同年10月19日に還付された記載があり、当該記載に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないものの、申立期間のうち同年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されたことを示す記載は無く、社会保険事務所においても還付したことを確認できる資料が保存されていない。

さらに、申立期間のうち昭和46年8月及び同年9月については、当該期間は国民年金の強制加入期間であり、納付された国民年金保険料を還付する合理的な理由も見当たらないことから、還付手続が適正に行われなかったものと考えざるを得ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する同年4月から同年7月までの国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①の国民年金の付加保険料が、また、申立期間②の国民年金保険料が未納とされている。

申立期間①については、国民年金の付加保険料の還付を受けた記憶は無く、また、申立期間②については、社会保険庁から、昭和 60 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失しているとの回答を受けたが、喪失手続をした記憶も無く、納得できない。

調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月間と短期間である上、申立人は、昭和 51 年 6 月に国民年金に加入してから 60 年 3 月までの国民年金加入期間において、国民年金保険料とともに、当該期間を除いて、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、当該期間前後の期間を通じて申立人の夫に職業や住居の異動も無く、経済状況に特段の変化が無いことがうかがえることから、当該期間の付加保険料のみが未納となっているのは不自然であり、付加保険料を含めた国民年金保険料を A 市が委嘱している集金人を通じて納付していたとの申立人の申立内容に不自然さは無い。

一方、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳及び A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿から、昭和 60 年 5 月 20 日に、申立人

に係る国民年金任意加入被保険者資格の喪失処理が同年4月30日にさかのぼって行われたことが確認できることから、申立人は、当該期間において国民年金に加入しておらず、この結果、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えるのが自然である。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、妻が私の国民年金保険料を妻自身の分と一緒に支払ってきた。

妻も申立期間を含む期間に係る国民年金保険料が未納とされていたが、A郡B町（現在は、C市。）が作成した国民年金被保険者名簿に妻の納付記録が残っていたことから、納付済みに納付記録が訂正された。

しかし、私の分については、同被保険者名簿が保管されていないとのことで、納付記録の訂正はできないとのことであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が自身の保険料と一緒にB町役場内で納付したと申し立てており、社会保険事務所が保管する申立人夫婦の国民年金被保険者台帳、C市が保管する申立人の妻の国民年金被保険者名簿、及び申立人夫婦の所持する国民年金手帳等により、申立期間前後の申立人の国民年金保険料の納付状況は、申立人の妻の納付記録とほぼ一致していることから、申立人の妻が、申立人夫婦の国民年金保険料を基本的に一緒に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻は、昭和44年9月16日に、申立期間を含む42年4月から44年9月までの国民年金保険料を一括して納付していることが、C市の保管する申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿により確認できることから判断して、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとの申立内容に不自然さは無い。

加えて、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は、申立人の妻が一括して保険料を納付した 44 年 9 月 16 日の時点においては、時効により保険料を納付することができなかったと考えられるものの、当該期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められず、申立人の当該期間の保険料も、その妻の保険料と共に、長期間にわたり、収納されていたものとするのが相当である。

昭和 44 年 9 月 16 日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 58 年 9 月まで

昭和 57 年 6 月 22 日に長男を出産し、その際に親族からもらった出産祝い金を持参して同年の 9 月か 10 月か A 市役所に出向き、当時、納めることができる限度までさかのぼって未納であった国民年金保険料をすべて納付した。

申立期間について、保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳に、昭和 55 年度及び 56 年度の国民年金保険料が未納であり、過年度納付用の納付書を配付したとの記載があり、申立人に申立期間に係る国民年金保険料の過年度納付書が発行されていたことが確認できる。

また、申立人は、昭和 57 年 9 月から同年 10 月ごろの間に、A 市役所において、長男の出産祝い金の中から国民年金保険料として納付した金額を具体的に示して申し立てており、納付したとする金額は、申立期間のうち、その時点でさかのぼって納付することができた 55 年 7 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料を納付するのに必要とされる金額とおおむね符合する上、同市では、過年度の国民年金保険料を納付するために訪れる被保険者に市役所庁舎内の銀行窓口を案内していたとしており、申立内容に不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、申立人は 57 年 9 月ごろに納付したと申し立てているものの、この時点においては、当該期間の国民年金保険料は、既に時効により納付する

ことができなかつたものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、当該期間に係る国民年金保険料納付に関する申立人の記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 57 年 9 月までの期間を除き、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 42 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料が同年 9 月 16 日に納付されていた記録が見つかったことから、平成 20 年 4 月に社会保険事務所において納付記録が訂正された。

また、昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料についても、同日に納付されていることも確認されたが、この期間については、時効により納付することができないのに納付されていたことから、納付された保険料は還付されたのではないかとして、社会保険事務所は、申立期間の納付記録の訂正に応じてくれない。

しかし、私は、国民年金保険料の還付を受けた憶えは無いので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市（当時は、B 郡 C 町。以下同じ。）が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、昭和 44 年 9 月 16 日に、申立人の申立期間を含む 42 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料は、一括して納付されていることが確認できる。

また、社会保険事務所は、申立期間に係る国民年金保険料が時効を経過した時期で納付されたものであることから、納付することができない保険料が納付されていたもので、当該保険料は還付された可能性が高いと説明するものの、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の還付を受けた記憶は無いとしていることに加え、社会保険事務所が保管する還付整理簿、オンライン記録及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿等において、申立期間の国民年金保険料が申立人に還付された事実は認められず、申立人が納付した保険料は、長期

間にわたり、収納されていたものと考えるのが相当である。

申立期間に係る国民年金保険料が納付された昭和 44 年 9 月 16 日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1044

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 45 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、この期間に係る保険料が還付された記憶が無いので、第三者委員会にて再調査を希望する。保険料を納付した当時は、A市B区CのD社の社宅に住んでおり、過去に国民年金保険料の未納がある人はまとめて納付するように言われ、納付書によりE銀行F支店（当時）にて支払った。

その後に納付済みの保険料を還付したと言われても、記憶に無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人に係る特殊台帳により、申立期間のうち、昭和 41 年 5 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料は、第 1 回目の特例納付により納付していることが確認できることから、当時、申立人については、国民年金の任意加入被保険者であるにもかかわらず、強制加入被保険者として記録管理が行われていたものと推認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

さらに、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和 39 年 2 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、45 年 7 月 15 日に国民年金に任意加入したことになるものの、申立人が所持する国民年金手帳では、39 年 4 月 20 日に国民年金に任意加入したことになることから、申立人が自らの意思に基づき 45 年 7 月 15 日に改めて国民年金に任意加入したとは考えられず、不適切な記録

管理により誤って特例納付及び過年度納付により納付した申立期間の国民年金保険料の還付を申立人が応諾したとは考え難く、当該国民年金保険料は還付されておらず、長期間国庫歳入金として扱われていたと考えるのが相当である。

行政側の不適切な事務処理により、国民年金保険料相当額を収納しておきながら、任意加入対象期間であることを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。申立期間の国民年金保険料 3 か月分は付加保険料を含めた納付書に基づき A 市 B 区役所で納付したので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 43 年 6 月に国民年金に任意加入した以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、60 歳到達後も 65 歳に到達するまで国民年金に任意加入して保険料を完納しており、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、平成 20 年 9 月に、昭和 43 年 12 月から 46 年 2 月までの期間及び 49 年 7 月から同年 12 月までの期間が厚生年金保険加入期間として追加・修正されており、同期間の国民年金保険料は重複納付として還付されていること、及び同年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料は付加保険料を含めて還付されていることが社会保険庁の記録で確認できるほか、申立期間直後の 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料についても、付加保険料を含めて納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が昭和 49 年 12 月に C 市から A 市 B 区に転居したことが国民年金被保険者台帳から確認でき、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、保険料額等は不明としているものの、付加保険料を含めた納付書に基づき同市 B 区役所で納付したとしており、申立期間のみ国民年金保険料を納付

しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 6 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、昭和 25 年 6 月から 26 年 5 月までの標準報酬月額については 4,500 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 4 月 1 日から 26 年 6 月 19 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社（現在は、B 社。以下同じ。）に勤務していた期間のうち、一部期間について加入期間が漏れていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 23 年 3 月に卒業した C 工業学校の同級生、申立期間において A 社における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚の一人、及び申立期間の一部において同被保険者記録を有し、申立期間において自身も勤務していたと供述している申立人の次兄の供述などから判断すると、申立期間において、申立人が A 社に勤務していたものと推認される。

しかし、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿において、申立人の前後に記載されている被保険者を含むそれ以外の大多数の者の被保険者資格の取得日が昭和 25 年となっているなか、事業所名称が「D 社」として、申立人と申立人の実弟の二人が同時期に連続する番号で払い出され、申立人の実弟の被保険者資格取得日が同年 6 月 19 日であるにもかかわらず、申立人の被保険者資格取得日は、ちょうど 1 年後の 26 年 6 月 19 日とされている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格取得日が昭和 26 年 5 月 3 日及び同年 5 月 7 日の各被保険者が、被保険者資格取得日が同年 6 月 19 日の申立人よりも先に被保険者資格を取得しているにもかかわらず、健康保険番号は後の番号に付番されている。

さらに、申立人については、昭和 18 年 10 月から 20 年 9 月までの期間、D 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が再び A 社での勤務を開始したと推認される 23 年 4 月に、同僚でもある親族及び中学校の同級生の供述から申立人の実弟も同時に勤務を開始したと推認されるが、実弟は、中学校卒業と同時に勤務を開始し、過去の勤務実績が無く、記録が確認できる 26 年 6 月時点での標準報酬月額が申立人よりも下位であるにもかかわらず、申立人より 1 年早く被保険者資格を取得している。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は昭和 28 年 2 月の当時所管していた社会保険事務所の火災により焼失したため、同名簿の復元作業が行われたが、上記事情を踏まえると、同名簿の復元作業等に際して誤って記録された可能性が高いと考えられるところ、申立期間において多数の欠番が認められ、現在同名簿を保管している他の社会保険事務所では、当時の記録復元に関する資料も残っていないと説明していることから、同社の被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められるとともに、申立期間のうち、昭和 25 年 6 月 19 日から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、事業主は、同年 6 月 19 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 4 月 1 日から 25 年 6 月 18 日までの期間については、同僚である親族二人及び高等学校の同級生一人の供述から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所には、申立期間当時の資料は保管されていない上、同僚である申立人の次兄が記憶する同人及び長兄の勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録が一致しておらず、当該実兄二人の被保険者資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日より約 8 か月、申立期間の初日より約 4 か月遅くなっていることから判断すると、当該事業所においては、少なくとも親族である従業員を、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させていない事情がうかがえる。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間のうち昭和 25 年 6 月から 26 年 5 月までの標準報酬月額については、社会保険業務センターが保管する申立人及び申立人の実弟に係る旧台帳（厚生年金保険被保険者台帳）で確認できる同年 6 月の記録から逆算し、4,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、昭和21年3月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月から21年2月までの標準報酬月額については120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間についてA社において船員として勤務していたにもかかわらず、船員保険の加入期間が漏れていた。昭和19年10月24日から21年4月ごろまで同社のB丸に乗船しており、船員保険料も控除されていた。

申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管するA社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和19年10月24日に船員保険の被保険者資格を取得していること、及び20年4月1日に標準報酬月額の変更が行われていることが確認できる。

しかし、当該名簿において、申立人に係る被保険者資格喪失日の記録が無く、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の被保険者資格喪失日が、申立人について標準報酬月額の変更が行われている昭和20年4月1日とされており、この原因について、社会保険業務センターは、「詳細は不明であるが、被保険者名簿では被保険者資格の喪失日が記録されていないにもかかわらず、オンライン記録で喪失日が記録されている場合、被保険者名簿に何かヒントになるようなものがあり、それを基に記録されたのではないか。」と説明しており、社会保険事務所による被保険者記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

また、i) 申立人は、B丸乗船中の昭和19年12月8日に外国のCで空襲

にあい、二人が死亡したと供述しており、当該供述内容は、「遭難船舶一覧表（所管省担当局）」の記載内容と一致すること、ii) 申立人が乗船して勤務していたとするB丸は、社会保険事務局が保管する戦時加算名簿によると、21年3月31日まで戦時加算の対象となっていることが確認でき、社会保険事務局は、当該加算対象期間において同船は航行していたものと考えられる旨説明しており、同年3月ごろまで同船に乗船し勤務していたとの申立内容と合致すること、iii) 申立人は、同年3月に、外国のDでA社のB丸からE社のF丸に乗り換えて、20日間ぐらいかけて同年4月10日ごろに日本のG港（H市）に帰港したと供述しており、「A社戦時船史下巻」により、F丸は同年2月から、外国のG、D、I島、Jなどからの帰還者輸送に当たっていたことが確認できる上、外国のDから日本のG港までに20日ほどを要したことについては、海員組合職員から「それぐらいの期間を要すると考えられる。」との供述が得られており、申立人の供述内容と合致することなど、申立人の供述内容は、具体的で、信憑^{びよう}性が高く、少なくとも同年2月までは、申立人は、A社のB丸に乗船し勤務していたものと認められる。

一方、申立人は、E社のF丸には引揚者として乗船したと供述していることから、F丸乗船中は船員保険の被保険者であったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、昭和20年4月1日の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は21年3月1日であると認められる。

なお、昭和20年4月から21年2月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿の記録から、120円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月21日から41年2月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和39年1月21日にB社に入社し、申立期間から関連会社であるA社に出向したが、その間、一月の漏れも無く給与ももらっており、引き続き勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録は確認できないものの、複数名の同僚の供述、A社の元責任者及びB社本社総務部の説明等から、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務（昭和40年10月21日にB社からA社に移籍）していたことが認められる。

また、B社が保管する申立人に係る人事記録には、「40. 10. 21Aへ移籍」と記載されており、昭和40年10月21日付けで関連会社間の人事異動として同社から発令されたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者は全員で37人が確認できる（健康保険の番号に欠番は無い。）、社会保険庁の記録では、B社とA社の間を異動した従業員は申立人を除き22人が確認でき、そのうち、19人については、当該2社

間を異動した際の厚生年金保険記録に空白期間は無く、同日得喪の手続が適切に行われている。

加えて、A社の元責任者は、「給与については、A社に移籍となった時からの分は、A社から支給されているはずであるから、厚生年金保険料も初めから控除しているはずである。退職金の計算については、A社で勤務した期間も通算して、B社から支払われている。」と供述している。

なお、申立人及び申立人と同様に当該2社間を異動した複数の同僚は、「B社とA社との間の異動の際は、勤務形態や業務内容にも変更は無く、異動前と同じで、いったん退職したことにもなっていないので、試用期間というものも無く、異動後の給与は異動後の事業主から支給された。退職金については、B社とA社の勤務期間を通算してもらった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における申立期間直後（昭和41年2月）の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業しており、根拠となる資料も見当たらないことから不明であるが、厚生年金保険と雇用保険の記録における資格取得日が同一日の昭和41年2月1日であることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年10月から41年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協同組合連合会における資格取得日に係る記録を同年9月1日とし、同年9月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月21日から同年10月1日まで
平成元年8月21日から5年3月までA協同組合連合会に勤務していた。後任として採用された人は、採用日に厚生年金保険の加入の手続きをされたように記憶しているので、私が採用された元年8月21日から厚生年金保険に加入したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、A協同組合連合会に平成元年8月21日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、平成元年10月1日が厚生年金保険の被保険者資格の取得日になっているが、勤務形態等に変更は無く、同日を取得日にすることは、不自然であり、事業主は、申立人の雇用形態を「正社員と考えられる。」とし、正社員であれば、厚生年金保険の資格取得手続きを「通常、行うこととしている。」とした上で、厚生年金保険料の源泉控除については、「根拠となる資料は無いが、労働条件、雇用形態、勤務の継続性、一体性の観点から判断すると、源泉控除をしていたと推定できる。」と回答している。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数が一致するため、当時、当該事業所においては、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、昭和 49 年 4 月 1 日から平成 14 年 12 月 1 日までの期間において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の者について、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日を調査したところ、雇用保険の資格取得日と同じ日に厚生年金保険の資格を取得しているか、あるいは雇用保険の資格取得日の翌月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。この事実は、後任者の厚生年金保険の資格取得日に係る申立人の記憶に合致しており、事業主は、入社した者について、雇用保険の資格取得と同時、又は、遅くとも雇用保険の資格取得日の翌月 1 日に、厚生年金保険の資格取得手続きを行い、給与から厚生年金保険料の控除を行っていたものと推認でき、これらの取扱いについて、申立人のみが除外される合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成元年 9 月の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所の同年 10 月の標準報酬月額の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月29日に、同支店における資格喪失日に係る記録を33年10月1日に訂正し、31年4月の標準報酬月額を1万8,000円、32年3月から33年9月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年4月29日から同年5月1日まで
② 昭和32年3月20日から33年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、両申立期間が空白期間となっている旨の回答があった。転勤で各支店間を異動しているが、同社が提出した在籍証明書等により、継続して勤務していたことが証明されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「在籍証明書」及び「支店長経歴・身上書」並びに同社の回答から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和31年4月29日にA社C支店から同社B支店に異動、33年10月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和31年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同支店に係る32年2月及び同社D支店に係る33年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所では、「当時、厚生年金保険の資格得喪手続は各支店で行っていたため不明であるが、異動前後の支店間の社会保険事務処理に係る連携が不十分であったこと、申立人がD支店勤務を発令された申立期間②において同支店は適用事業所になっていないことから、空白期間が生じたのではないか。」と回答している上、事業主による資格喪失届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定、並びに資格喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和31年5月1日を資格取得日、32年3月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年4月及び32年3月から33年9月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における資格取得日に係る記録を昭和30年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月5日から同年11月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に継続して勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、A社C鉱業所から同社B鉱業所に異動しているが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社が発行した在籍証明書及び履歴カードから判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和30年10月5日にA社C鉱業所から同社B鉱業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B鉱業所における昭和30年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、関係資料が無く申立期間における厚生年金保険料納付については不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 17 日から 37 年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 10 日から 39 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間について脱退手当金の支給記録があるとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の支給決定日は、昭和 41 年 9 月 28 日となっているが、B社を退職直後に結婚し、当時、夫は船員であったため生活にも困っていなかった。

脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 4 か月後の昭和 41 年 9 月 28 日に支給決定されたこととなっており、また、当時、B社に勤務していた申立人の同僚は、「事業所から脱退手当金の内容や代理請求についての説明は無かった。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人が勤務していたB社において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 6 月 1 日の前後に資格喪失し、かつ、支給要件を満たしている申立人を含む女性 8 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 人について支給決定されているが、このうち、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」のスタンプ印が押印されている者が 3 人、「脱」と手書きされている者が申立人を含む二人、

「脱」表示が無い者が一人となっていることが確認できる上、脱退手当金の支給決定記録が無いにもかかわらず、「脱」のスタンプ印が押印されている者一人が確認でき、同名簿における「脱」表示に係る年金記録が不自然なものとなっている。

加えて、申立人の夫は、「脱退手当金を受給したとされる当時は船員として働いていたため生活に余裕があり、わずかなお金のために受給手続きを行ったとは考えられず、受給したとする話も聞いたことが無い。」と供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

社会保険事務所の記録では、昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料が未納とされている。しっかりと調査して、この期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料の納付方法及び申立期間における保険料額に関する申立人の記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間直前までの国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できるものの、申立人の説明によれば、昭和37年4月から40年3月ごろまでは県外、その後は、A市に2、3年ぐらい居住し、43年9月に結婚した後、B市に転居したとしているのにもかかわらず、申立人の国民年金被保険者原票（マイクロフィルム）では、国民年金における住所は、44年3月に至って郷里であるC町からB市に変更されていることのみが確認できることから、申立人は国民年金に係る住所変更手続を適切に行っておらず、その結果、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 52 年 1 月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 39 年 6 月から 52 年 1 月まで国民年金に未加入とされている。結婚してからは公的なことはすべて夫が管理し、国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫は病床にあることから、具体的な加入手続やその時期、保険料の納付方法等について供述を得ることができないことから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 62 年 2 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取した結果、申立期間中の申立人及びその夫の市区町村の区域を越える住所変更は 8 回に及ぶ上、申立期間は 151 か月と長期にわたっており、行政において申立人に係る国民年金加入及び国民年金の住所変更手続を 8 回とも続けて誤ることは考え難い。

このほか、申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月まで

20 歳に到達した時は専門学校在学中で、国民年金の強制加入対象者ではなかったはずなのに、当時の A 市役所から国民年金保険料を納付するように職員が再三来訪していた。そのため、私に代わって母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。

65 歳になり、社会保険事務所で 3 年間の国民年金保険料の未納期間があると言われ、その後、B 市役所や C 市役所、別の社会保険事務所等で調査してもらったが、いずれの役所でも記録回復につながる情報は無かった。そこで、納得いかずに今回申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる申立人の母親からは、高齢のために供述を得ることができず、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 4 月ごろに払い出されたことが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の約半分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付したことはないと供述しており、過年度納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 40 年 11 月に結婚し、夫は 2 年ほど厚生年金保険に加入した後、自営業を始めたため、国民年金に加入し保険料を払ってきている。

昭和 55 年に A 市 B から同市 C に転居したが、その時、保険料の納付先を D 銀行から E 農協 F 支店に変更し、現金で納付していた。

夫の分も含めて私が保険料を納付していたのに、私の昭和 56 年度分の保険料のみが未納とされているのはおかしい。

当時は生活に余裕もあり、社会保険事務所から督促や催告を受けたことはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする E 農協 F 支店は昭和 58 年に設置されたことが確認できることから、保険料の納付状況に関する申立人の記憶は不確かと考えざるを得ない。

また、申立人は、その夫の国民年金保険料とともに申立人の保険料を納付していたと主張しているものの、昭和 60 年 4 月において、未納とされていた申立人とその夫に係る国民年金保険料を過年度納付するまでは、申立人とその夫の保険料の納付状況は必ずしも一致していないことが確認でき、申立人の申立内容と符合しない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び A 市が保管する申立人とその夫の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 60 年 4 月に、その時点で未納とされていた申立人とその夫の国民年金保険料を過年度納付により納付するとともに、申請免除期間に係る保険料を追納していること

が確認できるものの、申立期間及びその夫の 57 年 8 月分の保険料は未納のままとされていることから見て、過年度納付等を行った時点において、この二つの期間の保険料は、既に時効により納付することができなかつたものとするのが自然である。

加えて、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳には、申立期間である昭和 56 年度欄に「納付書発行」、「催告状発行」の記述が認められるとともに、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後である 57 年度に係る国民年金保険料について申請免除を行っていることが確認できることから判断すると、申立期間の保険料が納付されていなかったと考えても不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1050

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、国民年金に加入すべき 20 歳になった時は、年金のことを知らず加入しなかった。

しかし、その数年後にテレビ番組で年金の大切さを知り加入を決意した。その際、2 年間さかのぼって保険料を納付できることを知り、A 市 B 区の自分が住んでいた近くの金融機関で何回かに分けて納付した。

申立期間の保険料については、過年度納付を行った時に一緒に納付したのか、あるいは、そのころ引っ越した C 市内の金融機関で納付したかは、よく憶^{おぼ}えていないが、納付したのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付についての申立人の記憶が定かでなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間直前である昭和 51 年 6 月 5 日に A 市 B 区から転出して C 市に転入しているが、同市 B 区役所の国民年金被保険者名簿によると、住所地不在の記録について「社保管 第 D 号 52 年 1 月」、「判明 52 年 4 月 19 日」と記載されていることが確認でき、この記録から判断すると、申立人は、転入先の C 市役所への転入手続を 11 か月以上遅れた 52 年 4 月に行った結果、同年 1 月に社会保険事務所の管理となり、同年 4 月に住所地が判明するまで C 市において国民年金の加入手続が行われず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人は、昭和 52 年 4 月から国民年金に任意加入し保険料納付を

始めていることが確認でき、このことは、住所地が判明した時期の「52 年 4 月」と符合していることから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに不自然さは無い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に銀行に就職し、51 年 3 月に退職した。その際、付加保険料納付書も同封された国民年金の納付書が、一方的に郵送されてきた。

このことを、友人に話すと、「よく辞めたことがすぐ分かったものだ。健康保険か何かで分かったのだろうか。」と言っており、父も「女性は結婚して離婚したら年金が受給できないかもしれないから、国民年金保険料を納付できるときに納付していた方が良い。」と言っていたことから、金銭的にも余裕があったので、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。

その後、就職し厚生年金保険に加入したが、昭和 58 年 7 月末に退職したので同様に国民年金の加入手続を A 市役所で行った。

平成 13 年に年金加入記録を見る機会があり、その際、申立期間は納付済みとなっていたが、18 年に年金見込額のお知らせを取り寄せたところ、申立期間が未納扱いとされていた。

国民年金保険料を付加保険料と一緒に納付したのは、間違いないのだから記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 8 月ごろ、A 市におい

て払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間は、既に時効により過年度納付をすることができない期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、平成 13 年の時点において、申立期間の国民年金保険料が、付加保険料を含めて納付されていたと主張しているが、この主張を裏付ける事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 6 月から平成元年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 6 月から平成元年 8 月まで

自営業を始めるため、会社を退職した昭和 57 年 6 月に国民健康保険への加入手続をしたが、その時、役場の窓口で国民年金への加入を勧められたので、加入手続をし、その後、毎月、国民健康保険税と一緒に役場の窓口で国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料の金額は憶えていないが、国民健康保険税と合わせても 2 万円には満たなかったと記憶しているが、窓口の担当者の名前などは記憶に無い。

他の税金等は納付済みとなっているのに、国民年金保険料の一部期間だけ欠落していることは、信じ難く、納得できない。

納付したことを証明するものは何も無いが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、毎月、国民健康保険税とともに、合わせて月額 2 万円弱の金額を窓口において納付し、一括納付や過年度納付を行ったことは無いと申し立てている一方で、申立人は、申立期間①及び②における所得は当時の国民健康保険税額の最高限度額に相当していたと供述し、この供述から推計すると国民健康保険税の月額のみで 3 万円を超えることになり、申立人が申立期間の国民健康保険税と国民年金保険料とを合わせて 2 万円弱とする申立内容とは相違する上、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間直後の期間について過年度納付による保険料納付が認められるとともに、納付日が確認できる平成 6 年 4 月から 9 年 10 月までの国民年金保

険料の納付日を見ると毎月定期的に納付されていないことが確認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間②については、社会保険庁の納付記録により、申立人が当該期間直後の平成元年9月から2年3月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認でき、この過年度納付を行った時点においては、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えることが自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 36 年に、A 市 B 町にあった店に A 市役所の女性が訪問し、国民年金への加入を勧めたので、妻が夫婦二人分の加入手続を行った。

その後、3 か月に 1 回、同じ女性が集金に来て、妻が二人分の国民年金保険料を納めていたが、昭和 40 年 3 月、店が全焼し商品や書類等は焼失してしまい、同年 10 月、A 市 C に店舗を移した。

同市 C に移った後、妻は D 市役所にセールスに行っていたため、D 市役所にて保険料をさかのぼってまとめて納めたこと、昭和 36 年から 39 年までは保険料を納付していることを聞いていた。

年金手帳は焼失した物とは別に ^{だいたい} 橙色の手帳を所持していたが、現在は手元には無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に国民年金に加入したと主張しているものの、社会保険事務所及び A 市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、A 市 C に転居後の 42 年 4 月 1 日に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳の記録において、申立期間直後の昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料は、第 1 回目の特例納付の実施時期に納付されていることが確認できるものの、当該期間の国民年金保険料を特例納付した上で、60 歳到達までの国民年金保険料をすべて納付すれば保険料納付済期間がほぼ 22 年となることから、申立人は、国民年金受給資格を取得するのに必要な国民年金保険料のみを納付したと考える

のが自然である。

さらに、社会保険庁の申立人及びその妻に係る国民年金保険料納付記録により、申立人の国民年金保険料とともに納付していたとする申立人の妻の申立期間における国民年金保険料も、未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月に A 市役所（現在は、B 市 C 区役所。）から、集金人が、私が住込みで勤めていた店を訪問し、国民年金制度の説明をしてくれたので、その時に、私も店主や同僚と一緒に国民年金の加入手続をした。

店主が毎月の国民年金保険料を集金人に払ってくれていた。

昭和 42 年に結婚したとき、妻が国民年金手帳を持っていたので、私も国民年金保険料を納めていたことを思い出し、年金手帳を探してみたが見つからず、当時の B 市 D 区役所（その後、B 市 C 区と同市 E 区に分区。以下同じ。）にも問い合わせしてみたが見つからなかった。

けがをした時、病院を移ったために病院の窓口で国民年金手帳を身分証明書として使用したことがある。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金制度発足以前の昭和 35 年 12 月に払い出されていることが確認されるものの、申立人が一緒に国民年金に加入したとしている申立期間当時住込みで勤務していた店の店主と同僚 6 人の国民年金手帳記号番号と一緒に払い出された記録を確認することはできず、また、当該国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の名前が記載された記号番号欄の備考欄に「45 消除」と記載されていることが確認できるとともに、当該国民年金手帳記号番号については、国民年金保険料の納付記録が無い上、申立人の住所が特定できなかったために、職権により 45 年に削除されたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金と一緒に加入した店主が集金人に国民年金保険料を支払っていたと供述しているものの、店主の国民年金加

入記録は確認できないとともに、B市D区役所が集金嘱託員（集金人）制度を開始したのは昭和 43 年 2 月からであることが確認でき、申立人の供述内容と一致しない。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人が勤めていた店の店主が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に係る国民年金の保険料を納付したとされる店主は、既に死亡しているため、申立人に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から63年6月まで

昭和61年5月にA社を退職した後、いつごろ、国民年金への加入手続を行ったかは記憶に無く、国民年金手帳の交付も受けていないものの、B市C区役所から国民年金保険料の納付書が届き、その納付書により国民年金保険料を納付していたことをはっきり憶えており、同区役所から国民年金保険料の納付書が届いていたのは、国民年金の加入手続をしたからだと思っている。

退職後は、収入が無かったので、失業保険と母からの借金で国民年金保険料を納付し、昭和62年4月に就職したので、これ以降は、自分の給与から保険料を支払っていた。当時の国民年金保険料の金額は憶えていないが、職場の近くの銀行や郵便局で、たまに区役所の銀行窓口で保険料を支払っていた。

正しい納付記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料額等に係る記憶が明確でなく、国民年金の加入状況等が不明である。

また、B市C区が保管している国民年金手帳記号番号払出簿（管理簿）及び申立人が所持する国民年金手帳から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年10月18日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、昭和62年6月以前の期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、同年7月以降の国民年金保険料を過年度納付により納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申

立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見出せない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けていないものの、B市C区役所から送られた納付書により、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、同区役所への調査結果では、国民年金の未加入者に対して、職権で国民年金保険料の納付書を送付することはなかったとしており、申立内容には不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月及び同年2月、同年4月から44年1月までの期間、45年2月から同年4月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年10月、46年4月並びに47年5月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月及び同年2月
② 昭和40年4月から44年1月まで
③ 昭和45年2月から同年4月まで
④ 昭和45年7月から同年9月まで
⑤ 昭和45年10月
⑥ 昭和46年4月
⑦ 昭和47年5月から50年9月まで

私は、昭和52年にA区役所の国民年金課の窓口で妻と一緒に国民年金の加入手続をした。翌53年9月ごろにA区役所の広報で「特例納付制度」のことを知り、過去の未納分の国民年金保険料を支払うために、当時B町にあった本庁の国民年金課で納付書をもらい、同年10月にC銀行D支店で妻の分と合わせて数十万円の国民年金保険料を支払った。当時の私は月に60万円ぐらいの収入があったので、高額な保険料でも負担能力があり一括で払うことができた。確かに申立期間の国民年金保険料を支払ったので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月ごろに夫婦連番で払い出されたものと推定され、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録により、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立人は40年1月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得し、55年10月に同資格を喪失していることが確認できる。

また、特例納付が行われた場合に保管することとされている申立人に係る特殊台帳が無い上、社会保険庁のオンライン記録により、平成 17 年 9 月に至り、申立人の 4 期間にわたる厚生年金保険被保険者期間が判明したことに伴い、5 期間について国民年金被保険者資格の得喪記録の訂正が行われていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする昭和 53 年 10 月の時点においては、国民年金保険料の未納期間は、40 年 1 月から 50 年 9 月までの 1 期間のみであったのに、訂正された国民年金被保険者資格の得喪記録に基づき確定した国民年金被保険者期間である申立期間①、②、③、④及び⑦を特定して、特例納付したとする申立内容は不自然であるとともに、当該記録訂正後に厚生年金保険被保険者期間とされた申立期間⑤及び⑥についても、特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、特例納付したとする国民年金保険料額に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月及び同年 5 月、39 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 12 月から 40 年 5 月までの期間、同年 9 月から同年 12 月までの期間、42 年 6 月から同年 8 月までの期間並びに 42 年 11 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 39 年 12 月から 40 年 5 月まで
④ 昭和 40 年 9 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 42 年 6 月から同年 8 月まで
⑥ 昭和 42 年 11 月から 50 年 9 月まで

私は昭和 52 年に A 区役所の国民年金課の窓口で夫と一緒に国民年金の加入手続をした。翌 53 年 9 月ごろに A 区役所の広報で「特例納付制度」のことを知り、過去の未納分の国民年金保険料を支払うために、当時 B 町にあった本庁の国民年金課で納付書をもらい、同年 10 月に C 銀行 D 支店で、夫が夫婦二人分として数十万円の国民年金保険料を支払った。当時の夫は、月に 60 万円ぐらいの収入があったので、高額な保険料でも負担能力があり一括で払うことができた。確かに申立期間の国民年金保険料を支払ったので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 11 月ごろに夫婦連番で払い出されたものと推定され、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録により、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立人は 36 年 11 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得した後、57 年 9 月に同資格を喪失していることが確認できる。

また、特例納付が行われた場合に保管することとされている申立人に係る特殊台帳が無い上、社会保険庁のオンライン記録により、平成15年10月に至り、申立人の6期間にわたる厚生年金保険被保険者資格期間が判明したことに伴い、6期間にわたり国民年金被保険者資格の得喪記録の訂正が行われていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする昭和53年10月の時点においては、国民年金保険料の未納期間は、36年11月から50年9月までの1期間のみであったものであり、訂正された国民年金被保険者資格の得喪記録に基づき確定した国民年金被保険者資格取得期間である申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥を特定して特例納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、特例納付したとする国民年金保険料額について申立人の夫の記憶は曖昧である上、申立期間について申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年3月まで

昭和46年ごろに、A市B区役所の国民年金担当窓口職員から、今ならま
とめて国民年金保険料を支払えると説明され、同区役所の窓口で申立期間
の国民年金保険料をさかのぼってまとめて現金で支払ったので、同年3月
以前の期間について未納期間は無いはずである。

支払った国民年金保険料額は分からないが、支払った時期は、国民年金
加入後の20歳代の時期であり、社会保険事務所から過去2回ほどまとめて
納めることができた時期があったと説明を受けた後だった。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金強制加入被保険者
資格取得日は、昭和36年5月から42年4月までの厚生年金保険被保険者資格
期間が判明したことに伴い、平成18年11月に至り、昭和39年8月3日から
42年5月16日に訂正されていることが確認できることから、申立人が申立期
間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする20歳代の時期においては、
国民年金保険料の未納期間は39年8月から46年3月までの期間とされていた
ものと考えられ、記録が訂正された後の42年5月から46年3月までの期間に
係る国民年金保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付時期等の記憶が曖昧^{あいまい}
である上、社会保険事務所又は金融機関（日本銀行歳入代理店等）以外の場所
では過年度納付、あるいは特例納付を行うことができなかったと考えられるこ
とから、申立期間に係る国民年金保険料をA市B区役所の窓口で現金でさかの
ぼって納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 47 年 5 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 47 年 5 月まで

私は、申立期間の 64 か月分について国民年金保険料と厚生年金保険料を二重払いしていたので国民年金保険料を還付したという説明を社会保険事務所から受けたが、還付金を受け取った憶えが無い。還付をしたとする昭和 52 年 11 月当時の国民年金保険料の集金人は、私が営んでいた店に食事に来ていて親しくしていたので、私が還付を受けていたらそのような話をするはずだが、その記憶も無い。私が還付金を受け取っていないということを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、同区役所国民年金課が、昭和 52 年 9 月に、社会保険事務所からの連絡を受け申立人が 42 年 2 月に C 町から転入していることを確認するとともに、申立人が同年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し 47 年 6 月 1 日に同資格を喪失していることを把握したことに伴い、申立期間に係る国民年金保険料と厚生年金保険料が二重納付となっていることが判明したため、申立人から 52 年 10 月に国民年金保険料の還付請求が行われていることが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳により、昭和 52 年 11 月 22 日に当該還付金の還付決定が行われていることが確認できる上、社会保険事務所の国民年金保険料還付整理簿により、同年 12 月 27 日に当該還付金の支払いが行われていることが確認できるとともに、還付すべき額の計算や特殊台帳の国民年金保険料納付状況欄の還付に伴う記録の訂正等も適正に行われているなど、一連の記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対して国民年金保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、私はA農業協同組合B支店の口座振替により間違いなく申立期間の保険料を支払っている。当時の預金通帳は既に処分済みであり口座番号は不明であるが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A農業協同組合B支店が保管する取引記録により、申立人が同組合B支店の口座振替により国民年金保険料の納付を開始した時期は、昭和59年5月であることが確認できるとともに、C市D区役所が保管する国民年金被保険者名簿においても申立人の口座振替開始時期は同年5月であることが確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料をA農業協同組合B支店の口座振替により納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、特例納付以外の方法では納付できない期間であるとともに、社会保険庁の特殊台帳及びC市D区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、同年6月に、53年4月から55年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていること、及び36年4月から47年3月までの国民年金保険料が特例納付されていることが確認でき、当該期間の特例納付及び過年度納付に係る国民年金保険料の合計額は、申立人が国民年金加入当時にさかのぼって納付したと主張する国民年金保険料額約60万円と一致していることから、申立人が申立期間についても特例納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 6 月まで

昭和 34 年 8 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金に加入した。加入してからはきちんと国民年金保険料を納付してきているのに、42 年 4 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

ちょうど A 市 B 区に居住していた間に納付した保険料の納付記録が漏れており、公的手続はすべて自分で行ってきたので国民年金に関する手続も自ら行った。

区役所までは少し距離があり、商売をしていて銀行に行く機会が多かったため、毎月定期的に近くの銀行で納付書を使用して現金で国民年金保険料を納付してきた。銀行名は記憶にないが、国民健康保険と一緒に月 7,000 円から 8,000 円を納付し、保険料を前納したこともあるような気がする。

集金人を通じて国民年金保険料を納付した記憶は無く、社会保険事務所から督促を受けたこともなく、現年度保険料として納期限内に納めてきた。

昭和 47 年に供給会社のマンションを購入する際、ローンの審査の中に「税の滞納がないこと」とあったので、公租公課等はすべて支払った。

当時、マンションを購入することは経済的余裕がないと難しく、国民年金保険料を支払えないような経済状況ではなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、銀行で定期的に納付書を使用して国民健康保険料と一緒に月 7,000 円から 8,000 円を納付していたと主張しているものの、当時 A 市においては、国民年金保険料の納付方式を集金人による集金（印紙検認方式）としており、納付書により銀行等の金融機関で納

付する納付書方式が導入されたのは昭和 48 年度からであったことが確認できる上、納付していたとする金額は、当時の国民年金保険料と国民健康保険料を合わせた金額と符合しない。

また、昭和 47 年のマンション購入の際に C 公庫（当時）の融資を受けており、当該融資要件を根拠に公租公課等はすべて支払ったと申立人は主張するものの、当時の C 公庫の融資条件に国民年金保険料納付に関する要件は無かったことが確認できる。

さらに、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 6 月 14 日に払い出されているものの、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の 5 年 3 か月にも及ぶ保険料の納付について、複数の行政機関が納付記録の事務処理をすべて誤るとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの期間及び14年1月から同年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月から3年3月まで
② 平成14年1月から同年3月まで

平成元年12月から国民年金保険料と併せ付加保険料を納付しているが、申立期間については定額部分の保険料のみ納付となっており、付加保険料の記録が未納とされていることに納得がいかない。

なお、申立期間②については、A税務相談所で所得税の確定申告をしており、その控えには付加保険料を含めた国民年金保険料額が記載されているので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②については、平成14年の所得税の確定申告において、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したことを申告していると申し立てているものの、当時は、確定申告書に納付した国民年金保険料の領収書等の証明書類を添付する義務は無く、証明書類の添付は17年から義務化されたものであり、申立人が付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したことを裏付けるものとは言い難い。

また、申立人の申立期間に係る社会保険庁の記録によると、申立期間①の国民年金保険料は、平成5年1月25日に2年12月分を、5年2月18日に3年1月から同年3月までの分を過年度納付により納付していることが確認でき、申立期間②の国民年金保険料は、14年11月29日に過年度納付により納付していることが確認できる。

さらに、国民年金の制度上、付加保険料は現年度内でのみ納付が認められており、過年度納付は認められていない上、B市は、同市が発行した国民年金

保険料の納付書（国民年金保険料の定額部分の保険料及び付加保険料を記載。）により過年度納付することはできず、納付書には納付期限を記載していたとしていることから、申立期間の付加保険料は、B市が発行した納付書によっては納付することができなかったものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びその他の関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月から同年 3 月まで

平成 3 年度から国民年金保険料と併せ付加保険料を納付しているが、申立期間については定額部分の保険料のみ納付となっており、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間については、A 税務相談所で所得税の確定申告をしており、その控えには付加保険料を含めた国民年金保険料額が記載されているので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年の所得税の確定申告において、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを申告していると申し立てているものの、当時は、確定申告書に納付した国民年金保険料の領収書等の証明書類を添付する義務は無く、証明書類の添付は 17 年から義務化されたものであり、申立人が付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したことを裏付けるものとまでは言い難い。

また、申立人の申立期間に係る社会保険庁の記録によると、申立期間の国民年金保険料は、平成 14 年 11 月 29 日に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、国民年金の制度上、付加保険料は現年度内でのみ納付が認められており、過年度納付は認められていない上、B 市は、同市が発行した国民年金保険料の納付書（国民年金保険料の定額部分の保険料及び付加保険料を記載。）により過年度納付することはできず、納付書には納付期限を記載していたとしていることから、申立期間の付加保険料は、B 市が発行した納付書によっては納付することができなかったものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びその他の関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から54年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料の納付が確認できない旨の回答であった。

申立期間のころ、私は体が弱く実家で両親と過ごしていたが、将来を心配した父が国民年金には入っておかないといけなと言い、父が町役場で毎月保険料を納付してくれていると聞いていた。

また、就職で実家を離れた後も父が引き続き保険料を納付しており、一部の期間については自分で納付した記憶もあるので、回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は過年度納付及び特例納付によらなければ納付できない期間であるところ、A県B町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和54年度の国民年金保険料を過年度納付している事跡が認められるものの、それ以前の期間の国民年金保険料が納付されたことを示す記録を確認することはできない。

また、申立人は、一度は国民年金保険料をまとめて納付したことがあることを記憶しているとしている一方で、申立人は、申立人の父親が毎月町役場で保険料を納付していたと供述しており、申立期間の国民年金保険料が過年度納付又は特例納付により納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人又は申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の父親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については保険料の納付が確認できない旨の回答であった。

申立期間のうち、昭和39年8月に結婚するまでの期間については、国民年金制度発足時に、当時勤務していた職場の職員寮の同僚等と一緒に職場の近くにあった役所で加入手続きし、この役所で何度か保険料を納付した。

また、結婚後に独立して自営業を始めたので、以後の期間の保険料は自宅兼店舗の近くにあった市役所の出張所で、私が自身と妻の二人分を納付しており、途中で3キロメートルほど離れた場所に引っ越したが、継続して同じ出張所で納付していたので、未納との回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月27日にA市において払い出されていることが確認できるものの、社会保険庁の記録によれば、当該手帳記号番号による納付記録は確認できず、国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には「44本管 不在」との記載が確認でき、申立期間のうち、44年以前の期間において被保険者の住所地を管轄する市町村が申立人の住所を把握しておらず、その旨が社会保険庁に進達されていることがうかがえる。

また、申立期間のうち婚姻前の期間について、申立人は、当時勤務していた職場の同僚とともに、国民年金への加入手続きをしたと主張しているものの、申立人は当該同僚の氏名を記憶しておらず、当時の国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

さらに、申立期間のうち婚姻後の期間については、申立人は、妻の分と自身の二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の妻には、

昭和 48 年 1 月に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、この時点においては、当該期間は、過年度納付又は特例納付によらない限り国民年金保険料を納付できない期間が含まれるものの、申立人及び申立人の妻は、過年度納付等を行った記憶が無いとしている上、申立人の妻に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、昭和 48 年 1 月の時点で、申立人に、その妻と共に連番で国民年金手帳記号番号が、再度払い出されていることに関し、申立人は、国民年金保険料の納付を口座引落しに変更するために区役所の仮庁舎を訪れた際に、新しい手帳を受け取ったことがあると主張しているが、A 市において国民年金保険料の口座引落しが可能になったのは同年 10 月からであるとともに、当時申立人が主張する区役所の仮庁舎は存在していないことが A 市への調査結果から確認でき、申立人の記憶に思い違いがあることがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る保険料を納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から47年12月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については保険料の納付が確認できない旨の回答であった。

申立期間のうち、昭和39年8月に結婚するまでの期間については、母と一緒に役所で国民年金への加入手続をし、母が保険料を納付してくれていた。

また、結婚後に夫が独立して自営業を始めたため、保険料は、夫が自宅兼店舗の近くにあった市役所の出張所で、自身と私の二人分の保険料を納付しており、途中で3キロメートルほど離れた場所に引っ越したが、継続して同じ出張所で納付していたのに、未納との回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親と一緒に国民年金への加入手続を行ったとしているものの、その時期等を明確には記憶していない等、申立人が国民年金に加入した状況の詳細が不明である上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、その納付記録において、昭和36年4月から55年4月までの国民年金保険料を免除されていることが確認でき、申立人の母親が、自身は保険料の免除を受けながら、申立人の保険料を納付していたとの申立人の主張は不自然である。

また、申立期間のうち婚姻後の期間については、申立人の夫が自身の分と申立人の分とを合わせて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月にその夫と連番で払い出されていることが確認でき、この時点においては、当該期間の国民年金保険料は過年度納付又は特例納付によらない限り納付できない期間が含まれるものの、申

立人及び申立人の夫は、過年度納付等を行った記憶が無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和 48 年 1 月の時点で、申立人夫婦二人に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることに関し、申立人の夫は、国民年金保険料の納付を口座引落しに変更するために区役所の仮庁舎を訪れた際に、新しい年金手帳を受け取ったことがあると主張しているが、A市において国民年金保険料の口座引落しが可能になったのは同年 10 月からであるとともに、当時申立人の夫が主張する区役所の仮庁舎は存在していないことがA市への調査結果から確認でき、申立人の夫の記憶に思い違いがあることがうかがえる。

このほか、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 12 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については保険料の納付が確認できない旨の回答であった。

申立期間のうち、私が 20 歳になった昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの期間については、年金に対する意識の高い母が納付した記憶があると言っており、同年 4 月に就職した後は、就職先が厚生年金保険に加入しておらず、自分で国民年金保険料を納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 11 月に払い出されているものと推定でき、申立人の保管する国民年金保険料領収書により、同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が同年 12 月 31 日に納付されており、申立期間直後の元年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が 3 年 4 月 15 日に、元年 12 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料が 3 年 7 月 15 日に、それぞれ過年度納付されていることが確認できることから、同年 4 月から同年 7 月にかけて、申立人に厚生年金保険の加入記録がある元年 5 月から同年 11 月までを除き、過年度納付を行うことが可能な限界の期間までさかのぼって保険料が納付されていることが確認でき、申立期間直後の期間の国民年金保険料が納付された時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、支払いが可能な期間のものは支払ったはずであるが、支払いができない期間があったかも知れないとしているところ、申立人には、申立期間以外には保険料が未納とされている期間は無く、この支払いができない期間が申立期間であったことの蓋然性は高いものと考えられる。

さらに、申立人又は申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがえる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月3日から35年5月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和34年9月3日から35年5月31日までの被保険者記録が無かった。

申立期間当時、勤務していたA県B部には、A県C基金に就職するまで継続して働いており、同時期に就職した同僚3名については厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が名前を挙げたA県B部における同僚の供述及び当時の写真等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA県B部に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所が保管するA県B部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人が名前を挙げる同じ担当係の同僚8人のうち一人を除く7人にも、厚生年金保険の被保険者記録は無く、残る一人である申立人の担当業務の前任者であり、かつ、後任者であった者は、当該事業所において昭和31年10月1日に資格を取得しているものの、32年8月1日に資格を喪失した以降の期間において、加入記録が無い上、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

また、社会保険事務所の記録によれば、A県B部は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該事業所の後継事業所に当たる社会保険事務局に確認したところ、申立人に係る関係資料等はないと回答している上、当時、当該事業所に勤務していた同僚は、申立人が勤務していた記憶

はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報は分からないと供述しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 16 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 45 年 1 月から同年 11 月にかけて、義兄が会社を設立するまでの間、義兄の知人に預けられる形で勤務したA社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社に入社したというわけではないが、社員扱いであったはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の兄弟の一人で、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等の供述、及び当時の事業主の兄弟に関する申立人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間前後の期間における健康保険被保険者番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は昭和 47 年 2 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報は分からない。」と供述しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確

認することができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 29 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 41 年 4 月から 43 年 1 月にかけて勤務していたはずの A 社における厚生年金保険の被保険者期間の一部が空白となっている。継続して同社に勤務しており、空白期間が生じるはずはないので、この期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 12 月 1 日とされ、同喪失日は 43 年 1 月 10 日とされている。

一方、申立人は、A 社の本社に当たるとされる B 社において、昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42 年 9 月 29 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立人は、一貫して A 社に勤務していたと主張しており、また、申立人が名前を挙げる同僚及び同社において厚生年金保険被保険者名簿に記録がある者の年金記録を確認した結果、B 社において、厚生年金保険被保険者資格を取得しながら、申立人と同様に、同年 9 月 29 日に同資格を喪失し、同年 12 月 1 日に A 社において、同資格を取得しているものが事業主を含め複数見られ、供述を得られた者は、「厚生年金保険の空白期間についても継続して勤務していた。」、「入社からずっと A 社での勤務であった。」としており、当時、事業主は、何らかの事情により、B 社での厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、A 社において同資格を取得させたことがうかが

える。

また、B社の現在の事業主に照会しても、「当時の事業主である父親は既に死亡しており、申立期間当時、まだ子供であった私は、詳細は分からない。人事や給与などは、父がすべて行っていたことを聞いているが、申立期間当時の人事記録、賃金台帳などの関連資料は保存されておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用については不明である。」との供述しか得られず、同僚等に聴取しても、厚生年金保険の適用状況に関する有力な情報を得ることはできないことから、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで
② 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 59 年 10 月から 60 年 2 月にかけて勤務していた A 社における厚生年金保険の被保険者期間の記録と同年 6 月から同年 7 月にかけて勤務していた B 社における厚生年金保険の被保険者期間の記録が無い。調査し、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、「申立人がいたことは何となく憶^{おぼ}えている。」という当時の事業主の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、各種の氏名検索（音訓読み、類似の姓等）を行っても申立期間における申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、当該事業主は、「申立人は本採用ではなかったように思う。就業規則に半年間の試用期間を定めて、最初は臨時雇用で採用し、半年経過後に正社員として本採用し社会保険に加入させることを決めており、すべての社員を厚生年金保険に加入させてはいなかった。この取扱いはすべての社員に対して同じであった。」との供述をしており、当時の A 社本社の事務担当者も、「当時、同社の臨時雇用の社員に社会保険を適用することは皆無であったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする名字のみを記憶している同僚の 3 人について、社会保険庁の A 社に係るオンライン名簿により厚生年金保

険の被保険者記録を調査したものの、該当する名字の者は見当たらない。
加えて、申立人にA社に係る雇用保険の加入記録が無い。

- 2 申立期間②については、申立期間において、B社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録があることから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成元年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間における適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が記憶している前任者、後任者についても、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の申立人の勤務状況について確認できる人事資料や賃金台帳等を保有しておらず、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認できないと回答している。

- 3 加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 8 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月にかけて勤務していた A 公社 B 局における厚生年金保険の被保険者期間の一部の記録が無い。B 局から C 局へ転勤したが、その間も継続して勤務しており、空白期間ができるはずはないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保有する退職一時金請求書によれば、申立人は、昭和 41 年 2 月 1 日に B 局で被保険者資格を取得し、42 年 3 月 8 日に被保険者資格を喪失したこと、及び D 共済組合の記録では同年 4 月 1 日から 45 年 9 月 30 日までの被保険者期間（当時は、E 共済組合の組合員期間。以下同じ。）を有していたことが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

また、社会保険業務センターに保管されている申立人に係る履歴カードにおいても、昭和 41 年 2 月 1 日付けで「臨時雇用員」、同年 3 月 8 日付けで「F 学園初等課程入学」、同年 4 月 1 日付けで「準職員を命ずる」、45 年 9 月 30 日付けで「依願により職員を免ずる」との記載が確認でき、この人事記録の日付と厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の日付とが一致することから、これに基づき被保険者資格の届出がなされていることとともに、申立人は申立期間中、F 学園初等課程に在籍していたことが認められる。

しかしながら、A 公社の業務を継承する G 機構に照会した結果、「申立人の申立期間は、臨時雇用員時の就労先とは異にし、当時 H 市に在った F 学園において初等課教育を受講している期間である。この期間は、職員としての採用前提の教育期間であって日々就労しておらず、就労の対価として給与支給の対

象期間として取り扱われないため、厚生年金保険の被保険者要件を欠くことから厚生年金保険の加入期間から除外されているものと推認される。」という回答が得られる上、申立人が記憶しているB局にて一緒に勤務し、F学園でも一緒だったとする同僚の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立人と同日の昭和42年3月8日の前後に被保険者資格を喪失し、E共済組合において、同年4月1日に組合員資格を取得していることが確認されることから、当時、事業主は、F学園に所属している間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は無く、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 13 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。当該期間は、A市B会に勤務しており、雇用保険の記録も残っている。

当時の同僚と一緒に写った写真もあり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所が保管する雇用保険記録により、申立人の雇用保険被保険者期間の記録は申立期間とほぼ一致しているものの、当該記録の事業所名が不明のために申立人がA市B会に勤務していたと断定することはできない。

また、社会保険事務所が保管するA市B会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、同事業所の事務を引き継いだA市役所では、申立期間における人事記録や厚生年金保険関係の資料等を保存していないと回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、A市B会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を包含する昭和 38 年 9 月 2 日から 45 年 3 月 31 日までの間には新たに被保険者資格を取得した者はいない上、申立人が名前を挙げた同僚の記録は無く、同名簿により名前が確認できる 15 人のうち、聴取することができた 3 人のう

ち一人は、「昭和 37 年 4 月ごろに入社したが、入社後すぐには厚生年金保険には加入できず、38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得することができた。」と供述し、他の二人も同様に、「入社後しばらくは厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから、当時、当該事業所では入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させていた事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 29 日から 45 年 2 月 26 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。当該期間は、A社に勤務しており、雇用保険の記録も残っている。

業務上、特殊な健康診断を受けていたこともあり、健康保険には加入していたはずなので厚生年金保険にも加入していたはずだ。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所が保管する雇用保険の記録及びA社が保存している失業保険被保険者届書により、申立人が申立期間においてA社に在職していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 7 月 1 日であり、申立期間において、同社が適用事業所であったことの記録は確認できない。

また、A社に照会した結果、「申立期間における人事記録等の資料は保存していないと回答している上、厚生年金保険の適用事業所となっていない以上、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除しているはずはない。」と供述しており、さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所とされた昭和 50 年 7 月 1 日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、連絡先が判明した6人について聴取した結果、「A社に入社時、同社が厚生年金保険に加入していないとの説明が会社側からあった。」、「会社が適用事業所になる前は、保険料の控除は無かった。」、「入社時に国民年金に加入するように勧められ

た。」との供述が得られ、当時、事業主による厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立期間当時の当該事業所の社長は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、供述が得られた当時の従業員のうち、二人は、昭和45年及び47年に国民年金に加入していたこと、及び申立人自身も申立期間内である43年4月から国民年金に加入し、かつ、国民年金保険料も納付していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

申立期間について、私と A 社との雇用契約では、年収 600 万円とし、そのうちボーナスは夏冬で 100 万円、月給が 41 万円くらいであった。

しかし、社会保険事務所に記録されている A 社で働いていたときの標準報酬月額は、非常に低い。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 8 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る源泉徴収票記載の所得額から推計される各月の報酬月額は、申立人の主張する報酬月額である 41 万円とほぼ一致するとともに、当該報酬月額に相当する標準報酬月額により推計できる社会保険料総額は、約 73 万円であるのに対し、当該期間の源泉徴収票記載の社会保険料控除総額は 36 万 7,704 円と大きく相違する。

しかしながら、申立人が提出した平成 8 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 10 年 1 月から同年 3 月までの期間の源泉徴収票記載の社会保険料控除額と社会保険庁のシステム上の標準報酬月額を基に推計した社会保険料の金額を比較すると、金額はほぼ一致しており、社会保険事務所の算定する標準報酬月額に相当する保険料を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

また、A 社では、当時の関係資料は保存されておらず、申立ての事実を確認できないと回答しており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 35 年 1 月から 36 年 6 月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 34 年 7 月から同年 12 月まで勤務していたA社及び 35 年 1 月から 36 年 6 月まで勤務していたB社に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

給与から保険料が控除されていた事実が確認できる資料は無いが、勤務期間中に病院で受診したのは健康保険があったためと思われ、また同時期に勤務していた義兄は厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社は、法務局の法人登記及び両事業所に勤務していた同僚の供述により、同一の経営者が経営に携わっていることから、関連事業所であると考えられ、申立人及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が両事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間②については、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 36 年 7 月 2 日に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、両事業所は、既に厚生年金保険

の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明であることから、人事記録による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、当時、両事業所に勤務していた申立人が同僚として名前を挙げた義兄は、両事業所は、入社後すぐには厚生年金保険への加入手続を行っていなかったとの供述をしている上、実際に義兄は昭和 30 年ごろに入社したと述べているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により義兄に係る被保険者資格の取得日を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、32 年 11 月となっており、入社から 2 年以上経過した後に、被保険者資格を取得したことが確認できることから、当時、事業主は、入社後一定の期間を経過した後に被保険者資格の取得手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 46 年 1 月まで

昭和 44 年 2 月に、いったん退職していたA社に再入社し、50 年 2 月末日まで勤務した。しかし再入社した日から、46 年 1 月末日までの期間は、厚生年金保険の加入記録が無いということだが、勤務していたのは間違いないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険被保険者記録、A社が作成した従業員名簿及び同僚の供述などにより、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について申立人の被保険者記録は確認できない上、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者資格取得決定記録通知書」及び「同被保険者資格喪失届及び被保険者資格喪失確認決定通知書(副)」並びに社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 46 年 2 月 1 日、同資格の喪失日は、50 年 3 月 1 日と記載されていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていたことが確認できる。

また、A社に厚生年金保険の取扱いについて照会した結果、「申立人は、厚生年金保険に加入するまでは臨時職員であったと思われる。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと主張する金額は、当時の厚生年金保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が名前を挙げる同僚及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある同僚から聴取しても、

申立人の厚生年金保険の適用状況に関する有力な情報を得ることができず、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から同年 8 月 30 日まで

A社に勤務していた記憶があるが、社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、同社に勤務していた申立期間について加入していた事実は無いとの回答を受けた。

当時の同僚に聞いたところ、その同僚は厚生年金保険に加入していたとのことであった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社における同僚等の供述から、申立期間当時、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社は、現在も存続しているものの、事業主は、申立期間直後に、合併及び組織変更等が行われており、当時の記録は保存されていないと回答しており、人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、昭和 30 年 12 月か 31 年 1 月ごろに当該事業所に入社したと供述しているが、その同僚の厚生年金保険被保険者記録を見ると、同人の厚生年金保険の被保険者資格は、入社後 9 月程度を経過した同年 9 月に取得したことになるっており、当該事業所は、入社後直ちに厚生年

金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 39 年 4 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 45 年 9 月まで

申立期間①については、昭和 35 年 3 月に A 社に入社し、住み込みで 3 年間働いており、厚生年金保険料は給料から差し引かれていたことを記憶している。

また、申立期間②については、昭和 41 年 4 月に B 社に入社し厚生年金保険に加入していた。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 35 年 3 月 18 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、36 年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、申立人の申立期間①における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、A 社は、申立人に係る関係書類等は保存していないと回答している上、申立人と同時期に勤務していた同僚 5 人に聴取したところ、「申立人が昭和 35 年 3 月中旬ごろから勤務していたのは確かであるが、退職時期は覚えていない。」などとして、申立人に関する具体的な供述が得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該事業所が保管する「健厚被保険者台帳」により、申立人は昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41 年 4 月

1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、B社の事業主は、申立期間は前の事業主当時のことであり申立人については不明であるとしている上、申立人が名前を挙げる同僚及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚に聴取したところ、「昭和39年11月にB社に入社する少し前から申立人は勤務していたと記憶しているが、辞めた時期は覚えていない。」など、申立人に関する具体的な供述が得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は、昭和35年3月からA社に3年間勤務した後、厚生年金保険の適用事業所ではなかったとするC店に2年間勤務し、その後、B社に勤務していたと申し立てているが、申立人の主張どおりにB社に勤務したとすれば、同社への入社は40年となることとなり、41年4月から同社に勤務したとする申立内容とは矛盾するなど申立人の申立期間における勤務状況に関する記憶も明確ではない。

加えて、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業所により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月ごろから46年8月ごろまで

申立期間について、社会保険事務所から記録が無いとの回答であった。個人営業を開業する直前に勤務していたA社の事務の人から、厚生年金保険の第四種被保険者制度の話聞いて加入した。社会保険事務所の窓口で保険料を一括納付したので、申立期間を厚生年金第四種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職する際に、同社の事務担当者から厚生年金保険第四種被保険者制度の話聞き、社会保険事務所において第四種被保険者への加入手続きを行い、昭和45年8月ごろから46年8月ごろまでの保険料を一括で納付したと申し立てているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険第四種被保険者索引票及び第四種被保険者台帳に申立人の名前は見当たらず、第四種被保険者であったとする期間に係る厚生年金保険料納付の確認ができない。

また、申立人の記憶する当時のA社の事務担当者名は、当時同僚であった現在の同社社長及び申立人と同時期に退職した同僚の記憶する担当者名と一致しない上、申立人が社会保険事務所において厚生年金保険料を納付したとする当該事務所の所在地は、申立人が主張する場所とは異なる位置にあったことが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿等より申立期間の国民年金保険料を妻と一緒に納付していることが確認でき、厚生年金保険第四種被保険者への加入手続き及び保険料の納付を行った上で、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険第四種被保険者保険料を

納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の第四種被保険者保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年ごろから平成3年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答をもらった。

月曜日から土曜日まで毎日勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の業務内容に関する申立人の申立内容及び申立人の知人の供述から判断すると、勤務期間及び雇用形態の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は平成6年3月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は「関係資料等は残っておらず、申立てに関する事実について確認できない。」と回答している上、当時、当該事業所に勤務していた同僚で協力の得られた3人から聴取したところ、一人は「申立人のことは記憶しているが、申立人と当該事業所との雇用関係の有無及び当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない

い。」とし、残りの二人は「申立人のことは記憶していない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 21 日から 33 年 7 月 20 日まで
(A社)
② 昭和 33 年 10 月から 34 年 7 月まで
(B社)
③ 昭和 34 年 8 月から 35 年 12 月 31 日まで
(C社 D支店)

A社では、2か月ほど見習いを経験した後、現場に配属された。同社が昭和 33 年 7 月にE社に吸収合併されたことで配属が変わり、通勤事情のためやむなく退社した。退職時に、「このカードは大切にするように。次に就職する際、会社に提出するように。」と緑色の年金カードを手渡されたことを記憶している。

B社では、配達業務の都合上バイクに乗る必要があり、そのため昭和 34 年 1 月に自動二輪免許を取得した。また、当時は歯が悪く、健康保険証を持って歯科医院に通っていた。

C社は本店がFに在り、足に障害のある社長が度々訪れていた。後にG社と社名を変更した。歯科医院には続けて治療に通っていた。

給与明細書等の書類は無いが、以上の申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の記憶は具体的であり、申立人が名前を挙げた同僚の中に、申立期間中にA社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚及び申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が認められることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立

期間においても、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和32年7月20日と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同名簿には、健康保険証返納済みの押印が確認でき、申立期間中も被保険者であれば記載される同年10月の標準報酬月額の時決定の記録も無い。また、申立人が名前を挙げた同僚の中に、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録の無い者も確認できる。

さらに、申立てに係るA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が、その後同資格を取得しているH社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は無い上、申立人が一緒に仕事をし、1年間は同じ工場で働いたとしている同僚も、申立期間前に被保険者資格を喪失し、申立期間においてA社の被保険者記録は無く、申立期間の始期の約2か月後には、申立事業所及び上記2事業所とは異なる事業所における被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明である上、後にH社の社長となったA社における同僚の子息からの聴き取りによれば、「A社が鋳物業務を実施していたのは短い期間で、A社とE社との合併は無かったが、仕事は引き継いだかもしれない。」との供述が得られているものの、詳細は不明であり、申立人が名前を挙げた同僚及び被保険者名簿から名前が確認できた同僚から聴取しても、「申立人が供述しているE社との合併は無い。」、「事業所が鋳物業務を実施していた期間は短く、鋳物業務に従事していた同僚の中には途中で辞めた人もいた。」との供述が得られるものの、一人を除き申立人を記憶している者は無く、厚生年金保険の適用についての供述は得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

- 2 申立期間②については、申立人は、勤務していた事業所の責任者の名前及び所在地、本社所在地を記憶しているほか、仕事の内容の記憶も具体的であり、仕事のために自動二輪の免許をとったことを記憶していると主張しているものの、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたとするB社については、厚生年金保険の適用事業所として記録が確認できない。

また、法人登記の記録も確認できず、行政機関、関係団体等に照会しても事業所を特定することができない。

さらに、申立人が記憶している事業所の責任者の名前及び同僚の名字の

みではこれらの者を特定することができず、事業主及び同僚から当時の事情を聴取することができない。

- 3 申立期間③については、申立人が名前を挙げた同僚は、死亡しているが、当該同僚の妻は、申立人も一緒に申立ての事業所に勤めていたことを供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているC社は、法人登記の記録では、申立人が勤務していたI市、及び申立人が本社所在地であったと供述するF市J区でも確認できず、社会保険事務所の記録によれば、「K」の名称でF市に所在する4事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、当該4事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、上記同僚の妻からは、「当時、当該事業所は法人ではなく、申立人が支店長として名前を挙げた者が代表者である個人の会社であり、その後、代表者がG社という法人を設立し、この時点から全員を厚生年金保険に加入させた。申立てに係る事業所では厚生年金保険に加入していなかったことを記憶している。事業主の弟がFで別の会社を経営しており、弟がC社に出入りしていたため、申立人はFを本社と思っていたのではないか。」との供述が得られており、別の同僚二人からも同様の供述が得られている。

- 4 さらに、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年6月18日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、一部期間について加入期間が漏れていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚でもある親族二人及び中学校の同級生二人の供述から判断すると、申立人が昭和23年3月の中学校卒業直後から父親が経営するA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和25年6月19日となっており、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間当時の実質的事業主と考えられる申立人の長兄も既に死亡し、現在の事業主も当時は幼少であったことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、同僚である申立人の次兄が記憶する同人及び長兄の勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録が一致しておらず、当該実兄二人の被保険者資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日より約8か月、申立期間の初日より約4か月遅くなっており、当該事業所においては、少なくとも親族である従業員を、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させていない事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月 9 日から 55 年 2 月 28 日まで
(A社)
② 昭和 55 年 4 月 11 日から同年 6 月 6 日まで
(B社)
③ 昭和 55 年 10 月 21 日から同年 11 月 11 日まで
(A社)
④ 昭和 56 年 6 月 2 日から同年 7 月 4 日まで
(A社)

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について、それぞれ加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の一部について雇用保険の離職票もあり、在籍していたことは間違いなく、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び④については、雇用保険の記録及びA社が作成した在籍期間証明書により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票回答票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、自社で保存する年金加入者台帳による確認結果に基づき、平成 19 年 7 月 26 日付けの厚生年金加入履歴証明書において、申立期間①、③及び④において、申立人を厚生年金保険には加入させていなかったと証明している。

さらに、申立人は寮で同室だった同僚の名字のみを記憶していたため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からはその同僚を特定することはできず、被保険者名簿から名前を確認し、聴取できた同僚3人からは、短期勤務の労働者に係る厚生年金保険の適用に関する情報は得られない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人がB社（現在は、C社。）に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によるC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票回答票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、C社は、「現在であれば、短期の季節的労働者であっても厚生年金保険に加入させているが、当社は文書保存期間を2年間としており、申立期間当時の加入状況等については、当時の資料は保管していないので不明である。」旨回答しており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない

さらに、申立人が名前を記憶している同僚とは連絡を取ることができず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前を確認し、聴取できた同僚一人からは、短期勤務の労働者に係る厚生年金保険の適用に関する情報は得られない。

- 3 加えて、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 3 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

私は、昭和 17 年 4 月 1 日に A 社に入社し、20 年 4 月 3 日に B 市の C 部隊に入隊するまで、当該事業所に勤務していたと思っているが、私が 18 年 4 月 1 日に夜学校に入学した時点以降の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が名前を挙げた A 社における厚生年金保険（昭和 19 年 6 月までは、労働者年金保険。以下同じ。）の被保険者記録を有する同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」（以下、「被保険者名簿」という。）には、申立人に係る労働者年金保険被保険者の資格喪失年月日は昭和 18 年 4 月 1 日との記載が確認できる上、申立人は、「申立事業所に入社後 1 年間は、会社で学科と実習の研修を受けていたが、翌年の 4 月 1 日からは、正式に設計課に配属されたので、現業労働は無く、一般職の部署だった。」と申し立てていることから、当該事業所における一般職員（事務系）であったことがうかがえることから、事業主は、申立人を実習生としての最初の 1 年間は、労働者年金保険法（昭和 17 年 6 月 1 日施行）上の現業労働者として労働者年金保険に加入させ、その後、設計課に正式に配属されたと推測される 18 年 4 月 1 日付けをもって、

労働者年金保険法で適用除外とされた事務部門の一般職員として取り扱い、資格喪失の届出を行ったものと考えられる。

また、複数の同僚も、「入社後1年間は、全員、学科と実習の研修を受け、その後はそれぞれの部署へ配属されていた。」と供述しており、現業労働者扱いとして1年間の研修期間が設定されていた事実があったことをうかがうことができる上、これら複数の同僚は、それぞれ修理、製造、組立等の部門へ配属されたと説明していることから現業部門の労働者であったと考えられ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和20年8月17日の前日まで、これら全員の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、労働者年金保険法で適用除外とされた事務部門の一般職員は、厚生年金保険法が施行された昭和19年10月1日に当然被保険者として適用されることから、当該法令の準備期間も含め、同年6月1日から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和20年8月17日）までの被保険者名簿を精査したものの、申立人の名前を確認することができない。

加えて、A社は既に廃業しているため、当時の賃金台帳等の資料は無く、当時の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 19 日から 44 年 7 月 12 日まで

国のA局に勤務していたことは在籍証明及び人事記録から明らかである。また、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは、当時の給与担当者を確認しており、間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び在籍証明から判断すると、申立人が国のA局に、昭和 43 年 11 月 19 日から 44 年 7 月 11 日までの期間、臨時補充員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、国のA局は、申立人の「臨時補充員」という雇用形態では、厚生年金保険の資格取得手続を「通常、行っている。」と回答しているものの、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）において、申立人の記録を確認することができない上、申立期間において、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事情の説明は具体的であるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、当該事業所は、申立人について「厚生年金保険料の源泉控除が推定できる。」と回答しているが、根拠となる給与台帳、所得税源泉徴収簿等の資料は保存されていないために、給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができず、当時の事務担当者の連絡先も不明であり、当該職員から事情を聴取することもできない。

加えて、当該事業所の被保険者名簿より、当該事業所においては、昭和 41 年 5 月に厚生年金保険の被保険者が一人もいなくなった後、53 年 4 月まで同資格を取得した者が存在しないことが確認でき、申立人と同時期に臨時補充員であったとする同僚の記録も確認することができない上、申立期間外において臨時補充員でありながら、厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者から事情を聴取したが、厚生年金保険の加入や厚生年金保険料の控除についての具体的な供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 17 日から 43 年 2 月 9 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。）C営業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、勤務していたことは事実であり、当該営業所の前で撮った集合写真もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社C営業所の前で撮った集合写真から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人が勤務していたと主張しているA社C営業所については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社では、「弊社の厚生年金保険の被保険者資格取得台帳では、申立人のD営業所における記録は確認できるが、申立てに係るC営業所における記録は確認できない。また、当時は、試用期間が設けられており、請負で働いていた者もいたと思う。」と回答している上、申立人が、当時の同僚として

名字のみを挙げた者を特定することが困難で照会することができないため、当時、A社に勤務していた従業員二人に聴取したところ、一人は、「当時、少なくとも6か月の見習期間があったと記憶している。」とし、残りの一人は、「当時、見習期間があったことを記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から25年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B鉱業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B鉱業所における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は昭和30年10月28日にC社D鉱業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立人の厚生年金被保険者記号番号の払出日は同日となっていることが確認できるものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社B鉱業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため照会することができない上、当該事業所に勤務していた申立人の同僚は、

「当時、入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思われるので、申立人の加入記録が無いのはおかしいが、給与から厚生年金保険料が控除されていたことまでは分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 18 日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人に対する脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日を確認することができ、社会保険庁の記録と一致する上、申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人に対する脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期である。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月から24年5月1日まで
② 昭和26年11月29日から28年7月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和23年3月から28年7月までA米軍基地の配管工として勤務していた期間のうち、申立期間における被保険者記録が無かった。

給与明細書等の資料は無いが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと主張しているA米軍基地を管轄していたB管理事務所は、社会保険事務所の記録によれば昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のほとんどの期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は昭和24年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、国の所管C局が保管するB管理事務所の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人は昭和24年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するD管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する申立

人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は昭和 26 年 11 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、国の所管C局が保管するD管理事務所の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人は昭和 26 年 11 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している。

- 3 申立期間①及び②について、国の所管C局では、「厚生年金保険被保険者名簿のほかに、当時の申立人に係る人事記録等は残っておらず、申立ての事実を確認することはできない。」と回答している上、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和 24 年 4 月 1 日に取得している申立人の同僚は、「申立人は私より後から採用され、一緒に働いていた記憶はあるが、具体的な勤務期間についての記憶は無い。」と供述しており、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。